

2. 共済組合の被扶養者

(1) 被扶養者の意義

被扶養者とは、組合員（短期給付に関する規定の適用を受けない者を除く。以下同じ。）と一定の範囲内の関係にある者で、主として組合員の収入により生計を維持する者をいい、あらかじめ組合員の申告に基づいて、共済組合が認めた者でなければ被扶養者となることができない。

被扶養者は、組合員によって生計が維持されているので、被扶養者の病気、負傷などは、結局組合員に経済的負担等を課し、組合員の生活状態に影響を及ぼすこととなるので、共済組合制度の目的から、被扶養者の病気、負傷、死亡、出産又は災害に関して保健給付等を行うこととしている。

(2) 被扶養者の範囲（法第2条）


被扶養者とは、組合員と一定の範囲内の関係にある者で、主として組合員の収入により生計を維持する者をいう。

① 一定の範囲内の関係（法第2条、運用方針法第2条関係第1項第2号）

組合員と一定の範囲内の関係にある者とは、次に掲げる者（後期高齢者医療の被保険者（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第50条の規定による被保険者をいう。）及び同条各号のいずれかに該当する者で同法第51条の規定により後期高齢者医療の被保険者とならないものを除く。）をいう。

ただし、共済組合の組合員、健康保険の被保険者又は船員保険の被保険者である者は、被扶養者として取り扱わない。（任意継続被保険者等を含む）

ア. 組合員の配偶者（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。

以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母及び弟妹（次頁図の  部分）

（注）「届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者」とは、婚姻の届出をしていないが、社会通念上夫婦の共同生活と認められる事実関係を成立させようとする合意が当事者間にあり、かつ、その事実関係が存在するいわゆる内縁関係にある者をいう。

また、子には養子、父母には養父母、孫には実子の養子・養子の実子及び養子の養子、祖父母には実父母の養父母・養父母の実父母・養父母の養父母、弟妹には養父母の子である弟妹が含まれる。

イ. 組合員と同一世帯に属する次に掲げる者

（ア）アに掲げる者以外の三親等内の親族（組合員の兄姉、伯父母、叔父母、甥、姪、配偶者の父母、連れ子等）

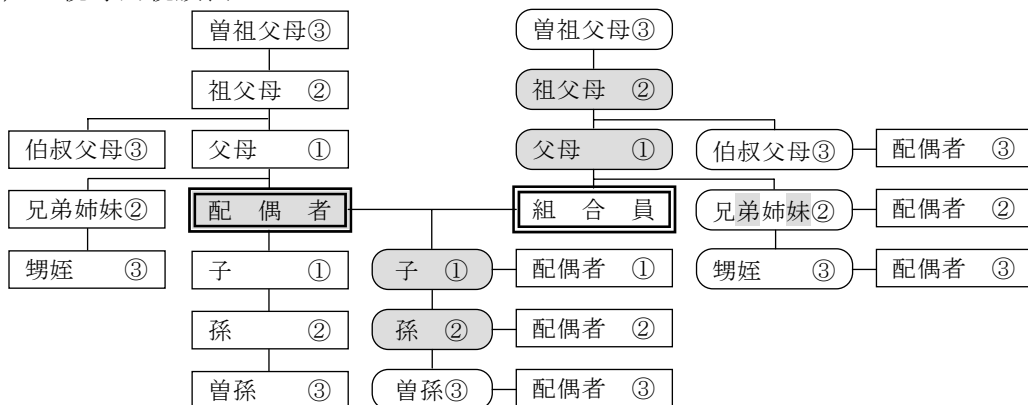
（イ）組合員の配偶者で届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者の父母及び子並びに当該配偶者の死亡後におけるその父母及び子

(注)「組合員と同一世帯に属する」とは、組合員と生計を共にし、かつ、同居している場合をいう。

ただし、病院勤務の看護師のように勤務上別居を要する場合若しくはこれに準ずる場合又は転勤等に際して一時的に別居を余儀なくされる場合には、同居していることを要しない。

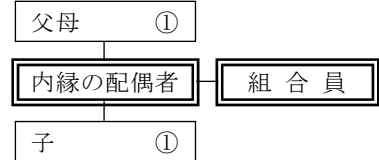
なお、療養のため医療機関に入院した場合は、一応別居の状態にあるが、入院している者の生活の本拠は依然として家族の住んでいる場所であり、治療を目的として一時的に別居しているにすぎないので、同一世帯に属するものとして取り扱う。

(参考) 三親等内親族表



(注)・ は血族, は姻族, ○内の数字は親等を表わす。

- ・ 岡山県における給与条例上の扶養親族の範囲は、配偶者、満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子、孫及び弟妹、満60歳以上の父母及び祖父母である。



② 生計維持関係（法第2条、施行令第3条、運用方針法第2条関係）

ア. 主として組合員の収入により生計を維持する者とは、生計の基礎を組合員におき原則として組合員からその生活の資の主要部分を得ている者をいうが、次に掲げる者は、これに該当しない。

なお、別居している父母等を被扶養者として認定を受けようとする場合、その者の収入額（その者自身の収入並びに組合員及び当該組合員以外の者の送金等による収入の合計額）に占める組合員の送金額の割合が、3分の1以上あること。また、組合員が当該組合員以外の者と共同してその者を扶養している場合は、組合員の送金額が当該組合員以外の者の負担額のいずれをも上回っていること。

(ア) その者について、当該組合員以外の者が一般職の職員の給与等に関する法律（昭和25年法律第95号）第11条の規定に相当する給与条例の規定による扶養手当又はこれに相当する手当を地方公共団体、国、その他から受けている者

(イ) 組合員が他の者と共同して同一人を扶養する場合において、社会通念上その組合員が主たる扶養者でない者

(ウ) 年額130万円以上の所得がある者。ただし、その者の所得の全部若しくは一部が障害を支給事由とする公的年金受給者又は60歳以上の公的年金受給者にあつては、年額180万円以上の所得がある者とする。

年額だけでなく、月額収入が恒常的に108,334円（上記公的年金受給者にあつては150,000円）以上の場合を含む。

イ. 上記(ウ)の所得とは、所得税法上の所得をさすものではなく、被扶養者として認定を受けようとするときにおける向う1年間に恒常的に見込まれる所得のことであるが、この所得のとらえ方は、次のとおりである。

(ア) 恒常的な所得とは、勤労所得、資産所得、事業所得（農業・商業等の所得）、年金（恩給）、利子所得、雇用保険法による失業給付、傷病手当金（健康保険法等に基づくもの）等あらゆる所得が含まれ、また、現在及び将来にわたって恒常的に取得できる収入であり、退職手当金、不動産売却による所得などの一時的な所得は該当しない。

(イ) 所得が2以上ある場合は、それらを合算する。

(ウ) 勤労所得については、所得税法上の金額ではなく、年間の総収入額をいう。

なお、この収入には賞与、通勤手当、その他諸手当も含まれる。

(エ) 資産所得、事業所得については、当該所得を得るために社会通念上明らかに必要と認められる修理費、管理費、役務費等の経費に限りその実費額を控除した額（市町村長発行の所得証明書に記載の額）をいう。

(オ) 公的年金については、国民・厚生・共済年金（老齢、障害、遺族）等の公的な年金及び恩給（普通、増加、扶助料）の証書又は改定通知書に記載の年額をいう。

(カ) 個人年金については、年金額から当該年の保険料を差し引いて得た額を収入と見なす。（支払調書等その額を明らかにする書類による）

(キ) 雇用保険法による失業給付については、基本手当の日額（3,612円以上）により判定する。

なお、この日額は、雇用保険受給資格者証に記載の基本手当日額をいう。

ウ. 夫婦が共同して扶養している場合の主たる扶養者のとらえ方は、家計の実態、社会通念等を総合的に勘案して、おおむね次によるものとする。

(ア) 被扶養者の認定を受けようとする者に関し、扶養手当又はこれに相当する手当が組合員に支給されている場合は、その組合員の被扶養者とする。

(イ) (ア)以外の場合

1) 夫婦双方の年間所得（当該被扶養者申告書が提出された日の属する年の前年分における②のイの年間所得とする。以下同じ。）を比較し、組合員の年間所得が配偶者

の年間所得より多い場合は、組合員の被扶養者とすることを原則とする。

2) 夫婦双方の年間所得が同程度（夫婦双方の年間所得の差額が、多い方の年間所得に対し1割以内）である場合は、組合員の申告により主として生計を維持する者とし、その被扶養者とする。

3) 夫婦とも公立学校共済組合の組合員である場合は、所得を比較することなく被扶養者申告書を提出した組合員を主として生計を維持する者とし、その組合員の被扶養者とすることができる。

(3) 被扶養者の申告手続（法第55条、施行規程第94条）

① 被扶養者認定の申告手続

ア. 新たに組合員となった者に被扶養者の要件を備える者がある場合又は既に組合員である者に新たに被扶養者の要件を備える者が生じたときは、別記1の一覧表による必要書類をその事実が生じた日から30日以内に所属所長に提出する。

(別記1) 認定の申告に必要な提出書類一覧表

認定を受けようとする者の区分		提出必要書類
扶養手当受給者	全 員	被扶養者申告書（様式集8頁） 出生以外は要件を備えた日の確認できる書類（写）
	配 偶 者	国民年金第3号被保険者資格取得届
扶養手当受給者以外の者	全 員	被扶養者申告書（様式集8頁） 扶養理由書（様式集9頁） 世帯全員の所得証明書（様式集11頁） （夫婦とも公立学校共済組合員の場合は、認定を受けようとする者の所得証明書と組合員の配偶者の組合員証の写） 戸籍謄本 内縁関係にある配偶者の場合は民生委員の証明書
	配 偶 者	国民年金第3号被保険者資格取得届
	給与等の収入のある者	給与支給証明書（様式集12頁） 雇用契約書又は雇用証明書
	年金・恩給等（遺族年金・障害年金・扶助料等を含む）受給者（世帯受給該当者全員）	最新の年金・恩給証書（改定通知書）の写 年金から既給一時金を返還している場合は、送金案内書の写、返還総額を示す通知書の写
	失業保険金受給者	雇用保険受給資格者証の写
	勤務先を退職して当該申告時に無収入の者	雇用保険被保険者離職票の写又は退職及び雇用保険に加入していなかったことの事業所の証明書
	同居を要件とされている者	住民票
	大学、高校、各種学校等に在学する者	在学証明書
	長期療養中の者	医師の診断書
	障害がある者	障害があることを証する書類

組 合 員 以 外 に 扶 養 義 務 者 が あ る 場 合	扶養に関する協議書（様式集10頁）
別 居 し て い る 者	送金の事実を明らかにする書類あるいは仕送り状況申立書（様式集13頁）
その他の事情によっては、上記書類のほかに扶養事実を証する書類が必要となる。	

イ．所属所長が当該申告書を受理した日が事実の生じた日から30日以内の場合は、事実が生じた日から認定される。

ただし、30日を経過している場合は、所属所長が当該申告書を受理した日から認定される。

② 被扶養者取消しの申告手続

ア．被扶養者が就職、結婚、養子縁組、離婚、死亡、年金・恩給改定などによる所得の増加等で、被扶養者としての要件を欠くに至ったときは、別記2の一覧表による必要書類をすみやかに所属所長に提出する。なお、75歳に達し後期高齢者医療制度の被保険者になった場合は、被扶養者証の返納のみでよい。（申告書不要）

（別記2）取消しの申告に必要な提出書類一覧表

取 消 し 事 由 の 区 分	提 出 必 要 書 類
全 員	被扶養者申告書（様式集8頁）、被扶養者証
就職して健康保険等の被保険者資格を取得したとき	健康保険等被保険者証（組合員証）の写又は事業所の就職証明書（健康保険等の被保険者の資格取得日がわかるもの）
所得額が認定限度を超えたとき	次のいずれかの書類 所得証明書（様式集11頁）又はその写、給与支給証明書（様式集12頁）又はその写、年金・恩給の改定通知書の写、個人年金の支払調書の写、雇用保険受給資格者証の写
夫婦共同扶養の場合の扶養替え	主たる扶養者の健康保険等被保険者証（被扶養者証）の写
同居を要件として認定されていた者が別居したとき	住民票
結婚、離婚又は養子縁組したことにより扶養しなくなったとき	戸籍謄本（抄本）又はその写
その他の事由（被扶養者の死亡等）のとき	取消事由、発生日が確認できる書類又はその写

イ．認定の取消しは、事実の生じた日（死亡の場合等は翌日）から取消される。

なお、取消日以後に給付を受けた医療費等は、返納することとなる。

③ 所属所長は、当該所属所に所属する組合員から提出された申告書等を受付け、申告書

に受付印を押印し、すみやかにその事実について調査確認のうえ書類を完備して、これを支部長に送付する。

(4) 被扶養者資格確認

支部長は、別に定める被扶養者資格確認実施要項により、年1回被扶養者資格の確認をする。

◆ 被扶養者資格取得・喪失の証明

国民健康保険等の手続き等のため、被扶養者資格喪失（取消）証明書が必要である場合は、支部長に申し出れば（申請書が必要）当該証明書を交付する。

(5) 被扶養配偶者に係る国民年金の届出手続

共済組合員の配偶者で、当該組合員の被扶養者として認定された者及び被扶養者としての要件を備えることとなった者（専業主婦となった配偶者が健康保険、船員保険又は各種共済組合の任意継続被保険者（組合員）となった場合で、年間所得が130万円未満である者等も含む）のうち、届出時に20歳以上60歳未満の者（被扶養配偶者）は、国民年金第3号被保険者の資格を取得し、国民年金へ強制加入することとなる。

また、被扶養配偶者が認定を取消された場合等は、国民年金第3号被保険者の資格を喪失することになる。

国民年金第3号被保険者の資格取得（変更）資格喪失及び住所変更等の届出等の手続は、次のとおりである。

① 資格取得（変更）の届出手続

年金事務所（旧社会保険事務所）への資格取得（変更）届書の提出は、被扶養配偶者の届出に基づいて、共済組合が代行する。

ア. 被扶養配偶者として認定を受けようとするとき

配偶者を被扶養者として認定を受けようとするときは、被扶養者申告書提出にあわせて、「国民年金第3号被保険者資格取得・種別変更・種別確認（第3号被保険者該当）届」（所属所長は、基礎年金番号等、記載内容を確認すること）を所属所長を経由して組合に提出する。

イ. 被扶養配偶者としての要件を備えることとなったとき

該当被扶養配偶者がある組合員は、すみやかに国民年金第3号被保険者資格取得・喪失申告書（用紙は給付班へ申出）に組合員証の写・所得証明書・戸籍謄本・任意継続保険証の写・雇用保険受給資格者証の写等を添えて、所属所長を経由して組合に提出する。

② 資格喪失の届出手続

次の事由に該当する被扶養配偶者がある組合員は、国民年金第3号被保険者資格喪失・死亡届を所属所長を経由して組合に提出する。

ア. 日本国内に住所を有しない第3号被保険者が、被扶養者の要件を欠いたとき。

イ. 第3号被保険者が死亡したとき。(用紙は組合が配付)

また、上記以外の事由で被扶養配偶者が認定を取消されたとき及び要件を欠くに至ったときは、被扶養配偶者が次の所へ直接届出を行う。

ア. 第1号被保険者となったときは、居住地の市町村。

イ. 第2号被保険者となったときは、第2号被保険者を使用する事業主。

また、被扶養配偶者が60歳に達したときの届出等は不要である。

③ 住所異動等の変更(訂正)の届出手続

次に該当する被扶養配偶者がある組合員は、各届書を所属所長を経由して組合に提出する。

ア. 住所異動については、国民年金(第3号)被保険者住所変更届

イ. 氏名・生年月日・種別の変更(訂正)については、国民年金第3号被保険者氏名・生年月日・種別変更(訂正)届

《 参考 》

平成14年3月8日付、岡公共第574号及び平成20年3月11日付、岡公共第937号「国民年金第3号被保険者の届出事務の変更等について」を参照。